

# 3

## 第3章

### 施策の理念と基本方針

### 3 - 1 基本理念

住宅は、家族が安心して暮らし、地域の方々との交流を深める生活の拠点です。また、住宅は個人の資産であると同時に社会の資産でもあり、まちをつくりだす基盤として、都市を構成する重要な要素となっています。

近年、少子・高齢化の急速な進行、ライフスタイルの変化、さらには成長を志向する社会から、「心の豊かさ」、「生活の豊かさ」をより重視する成熟社会への移行など、住宅を取り巻く環境も急激に変化してきています。

このような社会の変化に対応する住まいのあり方や本市の地域特性・課題、国や県の政策の方向性などを総合的に捉えて、すべての市民の方々が健康で生きがいを持ち、楽しく暮らすことができるように、市民、企業、行政が課題を共有し、共通の目標に向かって「協働」して取り組むことで、安心して住み続けられる住まいの実現に努めなければなりません。

以上のような視点を踏まえ、住宅マスタープランの基本理念を次のように定めます。

安心して住み続けられる住まいをともにつくる

### 3 - 2 基本方針

本市では基本理念「安心して住み続けられる住まいをともにつくる」のもと、次のように5つの基本方針を定めます。

豊かな心をはぐくむ住まいをともにつくる  
安心して暮らせる福祉の住まいをともにつくる  
環境と共生する住まいをともにつくる  
安全で機能的な住まいをともにつくる  
創造性に富んだ住まいをともにつくる



## 塩尻市住宅マスタープランの全体像

### 基本理念

安心して住み続けられる住まいをともに作る



### 基本方針

